

第 3 3 号議案

豊川市漁港管理条例の一部改正について

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市漁港管理条例の一部を改正する条例

豊川市漁港管理条例（平成 1 9 年豊川市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第 1 条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第26条の規定に基づき、市の管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(利用の届出) 第 8 条 市漁港施設（航路を除く。）をその目的（<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>第 3 条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> _____（昭和25年法律第137号）第26条の規定に基づき、市の管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(利用の届出) 第 8 条 市漁港施設（航路を除く。）をその目的（<u>漁港漁場整備法</u> _____第 3 条各号に区分された漁港施設の目的をいう。）に従い利用しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。